

# 申告をするには



申告は自分で  
しなければならないの  
ですか？

**!** 税金の申告期限に  
気をつけましょう！

## 国の税金は自ら申告するのが基本です！

国の税金は、納税者が自ら税務署へ申告することで確定します。

国の税金は、納税者が自ら税務署へ所得等の申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を自ら納付することになっています。これを「申告納税制度」といいます。これに対して、行政機関の処分により税額を確定する方法を「賦課課税制度」といいます。

(注)このほかに、給与や利子、配当など特定の所得の支払時に、その支払者が所得税を源泉徴収して納付する「源泉徴収制度」があります。

主な国税と  
地方税

国 税…所得税・法人税・相続税・贈与税・消費税など  
地方税…住民税・固定資産税・自動車税など

### 申告期限を守りましょう！

申告納税制度では、申告をしなければ  
ならない人が申告しなかったり、申告期限  
を過ぎてから申告すると、「加算税」や「延  
滞税」が課される場合がありますので注  
意してください。

#### ●主な国税の申告期限

税金の種類	個人	法人
所得税(確定申告)	1月1日～12月31日の所得を 翌年2月16日～3月15日までに	-
法人税	-	事業年度終了日の翌日から 2か月以内
消費税	1月1日～12月31日の分を 翌年3月31日までに	事業年度終了日の翌日から 2か月以内
消費税(課税期間の短縮 を選択している場合)	短縮した各課税期間終了後2か月以内(12月 を含む課税期間については翌年3月31日まで)	短縮した各課税期間終了後 2か月以内
贈与税	贈与を受けた年の 翌年2月1日～3月15日まで	-
相続税	相続の開始があったことを知った日の 翌日から10か月以内 注1)	-

注1)平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に亡くなられた方に係る相続税については、一定の要件を満たす場合に平成22年2月1日までとなります。

注2)上記申告期限が土曜日、日曜日、国民の祝日、休日、12月29日から翌年1月3日までの日の場合は、その翌日が申告期限となります。

## e-Taxを利用して電子申告をしましょう！



- ① 国税庁HPから電子申告
- ② 最高5,000円の税額控除
- ③ 添付書類を提出省略
- ④ 還付金がスピーディー

### 国税庁ホームページで確定申告書の作成ができます！

【確定申告書等作成コーナーを利用すると便利です】

個人の方が、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成できます。

また、当コーナーで作成したデータをe-Taxで送信又は郵送等により書面で提出することができます。



注)ホームページの画面は平成21年3月現在のものです。